

平成25年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年9月24日（第8日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
9番	久原久男	17番	久原房義
		18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

8番 片渕栄二郎

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	財産管理専門監	中村恭子
税務課長	吉原拓海	収納対策専門監	門田藤信
企画課長	相浦勝美	会計管理者	岩永信秀
住民課長	一ノ瀬清雄	保険専門監	渕上隆文
保健福祉課長	堤正久	健康づくり専門監	田中幸子
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	小野弘幸
学校教育課長	北川勝己	主任指導主事	白濱正博
生涯学習課長	本山隆也	代表監査委員	吉村秋馬

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 鶴崎俊昭
議事係長 吉岡正博
議事係書記 片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番 久原久男 10番 秀島和善

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案質疑

(総務部門)

議案第48号 平成24年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 白石町税条例の一部を改正する条例について

議案第56号 白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号 白石町債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 白石町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例を廃止する条例について

議案第65号 平成25年度白石町一般会計補正予算(第3号)

(文教厚生部門)

議案第48号 平成24年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成24年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成24年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第60号 白石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 白石町子ども・子育て会議条例の制定について

議案第65号 平成25年度白石町一般会計補正予算(第3号)

議案第66号 平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第67号 平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 白石町立北明小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約について

議案第73号 白石町立有明西小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約について

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

申し上げます。片渕栄二郎議員から本日の会議に欠席の申し出がっておりますの

で、報告をいたします。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、本日の会議録署名議員として、久原久男議員、秀島和善議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第48号「平成24年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、決算書の何ページ、決算説明報告書の何ページとはっきりとお示しをいただきます。

まず初めに、1ページから41ページまでの総務部門についての質疑ありませんか。

○井崎好信議員

決算書の27ページでございます。

款の16、財産収入について、何点かお伺いをしたいというふうに思います。

第1日目の決算書の説明におきまして、今回財産収入で5,300万円が増加というふうになったという説明を受けました。備考の欄に、項の財産運用収入でございますが、財産貸付収入といたしまして、今回物品貸付収入が平成23年度よりも300万円程度多くなっているわけでございます。この説明をお願いしたいというふうに思います。

2番目に、目の2の利子及び配当金でございます。平成24年度の決算では、78億9,300万がこの町の基金の総額だというふうに思います。この運用益というふうなことがここにお示しされているというふうに思いますが、平成23年度よりもふえたにもかかわらず、若干積み増しとか取り崩しがあってはおりますが、23年度よりもマイナス700万円程度となっているわけでございます。そういった中で、次のページのこの白石振興基金利子が、10億円の振興基金だと思いますが、この振興基金の利子が平成23年度よりも700万円程度、680万円が減額というふうになっております。その減額の説明と、こういった基金の運用をどういった形で運用されているのかを御説明をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○相浦勝美企画課長

27ページの物品貸付収入についての御質問でございますが、この物品貸付収入1,143万3,052円、これはケーブルテレビを運営しておりますケーブルワンから運営経費をもらっている収入であります。物品貸付収入、ケーブルの線とか、電気料とか、ちょっと詳しく申し上げますと、55ページの情報化推進費になります。55ページ、済みません。この中の需用費の電力供給器の電気料であります、196万4,737円。これと

役務費の手数料5,775円、九電に対して紹介をする手数料であります。あと13、委託料の中の機器保守委託料というのがあります。ケーブルテレビの機器の保守委託料です、291万1,125円。プラス、14の使用料の中に土地借上料があります、75万8,760円。これは民地にお願いして、J A柱を建てておりますケーブル網を走らせておりますJ A柱の土地借上料でございます。もう一つが、56ページの同じく電柱の共架料というのがあります、580万845円。これは、九電、NTT、J Aに対して乗せてもらっていますので、その共架料を払っております。今申し上げた支出項目の金額の全てをこの物品貸付収入で受け入れをしているということでございます。公設民営でございますので、公設はしましたが、管理運営についてはお任せしている、ですからこれに対するの支出は全額収入として上げておると。去年より300万円プラスということでございますが、もちろん電気料も上がっておると思いますが、この今5項目申し上げたトータルでございますので、詳しい分析はまだしていません。

以上です。

○片渕克也財政課長

まず、基金等の運用益の処分についての御質問でございます。

条例に基づきまして、それぞれの基金の運用益の活用方法について規定してございますとおりに運用しておるところでございます。ちなみに申し上げますと、ほとんどの基金についてはそこから出てくる果実はその基金に積むと、積み立てるというふうなことにしております。ただ、28ページの地域福祉基金利子、振興基金利子、それから土地開発基金利子はもう一般財源としております。ケーブルテレビの種々配当金もこれも一般財源にしておると思います。地域福祉基金の利子については、交流館、今子ども・子育て支援を行っておりますが、あそこの一般財源として活用しております。それから、振興基金についてはいろんな各地域の施策等に充当させていただくというふうなことで活用しております。その他については基金に積み増しという形で処分をしております。

○岩永信秀会計管理者

それでは、私のほうから2点、先ほどの振興資金の約700万円の減額と、それと会計室における基金の管理ということで、2点御説明を申し上げたいと思います。

まず、振興資金、平成23年度に基金を取り崩して国債を購入をいたしております。その額面につきましては9億9,319万7,250円、これにつきましては手数料込みです。ふるさと振興基金が10億円ありましたので、その差額680万2,740円、この分が平成23年度の決算書では歳入となって上げてありました。10億円あった基金を国債を購入して約9億9,300万円で済んだと。ですから、そこに約700万円の差額が生まれます。その差額については、財産収入で受けていたということになります。

それともう一点、基金をどういうふう運用、活用しているかということですが、まず一番最初に私どもが会計室が考えておりますのは、安全性の確保ということで、元本の確保を間違いなくやるということです。続きまして、2点目が流動性の確保と、3点目に、効率性の運用ということで、基金の管理をいたしております。皆さん御存

じと思いますが、本町には金融機関が支所まで入れますと17支所ございます。こういう町に17支所もあるとやというふうになるわけですが、まず基金の割合として、普通預金として0.5%、それから定期預金として約87.5%、国債を12%ということで100%管理をいたしております。細かく言いますと、普通預金で管理しているものとしたしましては、高額療養費貸し付けとか、育英資金とか、印紙類の購入基金というのがございます。定期預金は、もう財調、現債、もろもろここに決算書に載っているもうほとんどがそうです。それから、債権という表示をしますけど、振興基金の10億円、これは国債を購入を今しております。平成27年9月が満期となります。5年物の国債を購入をいたしております。先ほど安全性を考えてますよということで御説明を申し上げましたけど、私ども会計室としては、金融機関の選定基準といたしましては、健全性の分析ということで、自己資本比率とか、不良債権比率、それから格付ですね、皆さんAとか、AAAとかお話、ちょっとお耳にしたことあると思うんですけど、その格付を基本としてます。それから、収益性ということで、その金融機関の業務から生じた利益がどうかということで業務純益等を見てます。各金融機関のですね。それから、もう一点として、流動性の分析として、預貯金の推移、例えば銀行とか、信用組合とか、そういうのが預貯金がどういうふうに動いているかというのは、それは決算ごとにディスクロージャーとあって、ちゃんと本が出ます。そこを分析して、ここはいいだろう、ここはいいだろうということで、定期なりを今基金としてしててます。

以上です。

○井崎好信議員

財産運用収入の物品貸付収入はケーブルテレビのケーブルワンの運営の経費だというように説明をいただきました。わかりました。

700万円、その基金の振興基金の運用、23年度よりも700万円程度減額になっているのは、預金利子が歳入のほうに、23年度に、預金利子として歳入のほうに回ったのが大きく減額となったというようなことを説明を受けました。

この基金は、運用性、金融性の確保という、それからまた流動性なり効率性の運用というようなことで、金融機関のほうも分析をして優良な金融機関に預け入れをしているというようなことでございました。定期預金が大きくウエートを占め、国債が12%というようなことで、いろいろ金融機関や金融の商品といたしますか、運用益、いろんな運用をするために金融の商品もあるかと思えます。その辺をいろんな安全性の確保なり、そういったことからしているというふうなことでございますが、こういう国債なり買う段階で、出納管理者だけじゃなく、やっぱりどういう範囲といたしますか、もちろん町長なりあるいは副町長を含めたそういった中で決定をされておると思いますが、その辺はどういった形で決定をなされておりますか。

○岩永信秀会計管理者

まず、毎月、副町長、町長には定期が何月何日これだけ満期になりますという報告をいたします。それで、定期の継続をしていいでしょうかという決裁をいただくわけ

ですけど、そこに町長さんなり副町長には、こういうことをさせてくださいという私ども会計室が考えていることを何点かお願いをしております。債券運用は元本が確保されるという前提のもとに、まず国債、それから政府保証債、道路公団債とか、政府が保証する債券ですね、それから地方債、例えば今人気があるのは愛知債とか、名古屋債とか、そういう地方債まではお願いをしたいと。購入のオーケーを出してほしいと。ただし、外国債については手出しはしませんと。そこは、取引いたしませんと。あくまでその3つですね。国が保証する国債、さっき言いました政府保証債、地方債まではお願いをしたいということで考えております。そういうことを町長さんのほうにはお願いをいたしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

税務課長にお尋ねをします。

一般会計歳入歳出決算書の1ページになります。

まず、税務課長にお尋ねしたいということとあわせて資料の要求にも重なりますけれども、この決算どきに不納欠損額の一覧表として、どういう理由で不納欠損を行っているのかということで、各会計別に一覧表として昨年も一昨年も出されていたと思いますけれども、その資料はことしは出していただけないのでしょうか。

○吉原拓海税務課長

今、決算資料といたしまして、昨年、一昨年の分出しておりますけど、その分については債権管理審査委員会のほうに提出しておりますので、要求があれば出すことはできます。

以上です。

○秀島和善議員

準備ができているということであれば、我々議員にも同じものを提出をしていただきたいと思います。

そこで、まずページ数、1ページの決算書の不納欠損額ですけれども、町税、1款の町税です。359万1,474円ということで、1項の町民税が57万6,743円、2項の固定資産税が292万2,331円です。3の軽自動車税が9万2,400円ということで不納欠損になっておりますけれども、この不納欠損の件数、また欠損の特徴、理由についてお尋ねします。

2点目に、その隣の収入未済額、1款の町税では733万4,620円ということで、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税ということで、収入未済額が掲載されておりますけれども、件数とその背景、不納未済額の理由についてお尋ねします。

2点目に、次のページの2ページ目です。

12款の分担金、負担金に入ります。収入未済額で、16万6,350円ということで、内訳として、分担金、負担金が掲載されております。あわせて13款の使用料及び手数料が470万6,820円と、このことも同様です。同様の理由で、どういう理由で、何件が収入未済額になっているのかということをお尋ねします。

以上です。

○門田藤信収納対策専門監

まず、不納欠損処分状況についてというお尋ねだと思います。

まず、町民税につきましては57万6,743円ということで、これは欠損の理由といたしましては、消滅時効関係ですね、いわゆる時効関係によりますものが約20件、20件です。それと、執行停止、いわゆる地方税法15条7に基づきます執行停止関係、これが2件で22件ということになっております。

それと、法人町民税につきましては1件、これも執行停止関係、15条の7によります執行停止ということで、1件上がっております。

それと、固定資産税につきましては、63件、総件数で63件ですけども、時効関係につきましては消滅時効関係につきましては61件、これが226万4,431円、それと15条の7、執行停止関係の中で、これもずっと条項がありますけども、15条の7第1項第1号、いわゆる財産がないところに係るものが1件で、1万500円、それと同じく執行停止ですけども、15条の7の5、即時消滅ですね、この分につきましては1件で、64万7,400円で、総額で63件の292万2,331円です。

それと、軽自動車税につきましては、消滅時効関係が17件ということで、9万2,400円、時効関係によるものが9万2,400円というふうになっております。

それと、収入未済額の状況等については、ちょっとこれは後もって報告をしたいというふうに考えております。済みません。

○吉原拓海税務課長

不納欠損あたりの特徴についてということで御質問がありましたが、その件について少し御説明申し上げます。

滞納整理機構が始まりまして、議員例会とか前に御説明申し上げましたけど、滞納整理機構が始まりまして、時効の中断あたりの考え方が少し違うということで、県と統一したということで、一時期5,000万円ほどの不納欠損をさせていただいた時期があったと思います。その分につきまして、まだ5年目あたりで、その分の時効消滅の分がどうしてもまだ調査をいろいろしておりますけど、債権があるか、納税資力があるかどうかの調査に対しまして、どうしてもまだ見つからない部分が出てきます。その分について幾らかあるというのが大きな理由でございます。

それと、軽自動車につきましては、滞納されている中には、車検も受けない、そして自動車関係につきまして走っているか走っていないかわからないというふうな状況が見受けられます。当然、ナンバーをつけている分につきましては、課税客体ということで捉えますので、その自動車が走行の用をなさない場合は、課税することができないという規定がありますので、当然毎年そういう部分については、リサイクル法で、

インターネットとかいろんなウェブを見ればそれが廃車しているかどうかわかりますので、そこら辺を調べまして、当然もう数年前に、2年以上前に廃車が行われている部分、そしてもちろん車検を受けていない部分については課税客体から落とす、そういうようなことで消滅時効にするというケースがあります。その分の今回17台のうちの8割、9割程度はその部分だと思われま

す。以上、大体そういうことで処理をしております。

以上です。

○片渕克也財政課長

負担金、分担金及び使用料等の不納欠損についてでございますけれども、一応総務関係については、行政財産使用料等はございますけれども、それについては不納欠損等はありません。ここに上がっておるものは、保育所の保育料だとか町営住宅だとか、そういったところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

税務課長に先ほどの軽自動車税のことでお尋ねしますけれども、そうしますと課税対象になっている車、なっていない車というのは事前にわかっていて、滞納になっている車というのはもう車検していない、もう走行していないということは100%確認され済みの車だというふうに理解していいのでしょうか。

○吉原拓海税務課長

当然、軽自動車の標識をつけている分につきましては課税客体というふうなことで捉えておりますけど、うちのほうではその分が未納になって初めて、その部分がどうかという調査をいたします。当然、納税をされる方についてはほとんどの車が走っている、それか当然2年に1回、もしくは3年ですかね、当初、車検を受けられますので、その分については完納証明を出しますので、走っているものだというふうなことで推測いたします。滞納になっている部分について、本人との折衝ができて走っているというふうなことで、分納とかいろんな約束をされている部分については当然確認ができますけど、それ以外の部分については、毎年全てを調査するというのはちょっと無理ですけど、リサイクル法とかなんとかで処分をされれば、型式番号でウェブのほうで確認ができますので、そういうふうな確認ができた場合は、本人に照会をして、課税から落とすというふうな形でやっておる次第でございます。

○内野さよ子議員

7ページにあります町民税、法人税、固定資産税、この項目についてお尋ねをします。

先ほどからの意見も関連をしているかもわかりませんが、佐賀県の滞納整理機構のことが説明書、意見書の中にも書いてありました。その滞納整理機構については、ことしについては職員を派遣をしていないというようなことが書いてありまし

たけれども、この滞納整理機構は3年間という、大体もともとあったと思いますが、今延びていますよね。そういうところで、ことし派遣をしないということの今後の考え方についてをお知らせしていただきたいと思います。

それから、審査意見書の中の末尾でしたけれども、その滞納整理機構の中では差し押さえを十分やっていた成果が大変あらわれてきたというふうに書いてありました。であれば、参加していなければ、派遣をしていなければ、そのこととの関係はどうなっていくのか、継続してされていくのかということの考え方ですね。それから県では差し押さえの部分がちょっと調べると、県内で5,100件ほどあったということでした。白石町関連についてはどの程度あるのかということをお願いします。

一応、それだけお願いします。

○吉原拓海税務課長

滞納整理機構が、平成21年から始まりまして、3年間をめぐるということでやっておりました。ただ、いろんな市町村の結果がよかったということで、延ばしてくれという要望がありまして、24、25、26の3年間ですね、延長することで決まっております。当初、滞納整理機構の参加につきましては、3年のうちに2年間だけは参加してほしいという県の要望で、基本的にはそういうことでしたけど、当初最初の3年間につきましては、白石町は3年間をお願いしようというふうなことで、当初からお願いをして出していったところです。その結果、ずっと収納率もよくなりまして、かなりよくなった状況があります。あと、その職員の派遣の後、全ての職員を白石町におきましては税務課の収納対策に戻してもらいました。他町においては幾分か違いまして、それが必ずしもそういう係に戻されなかったという経緯もありますけど、白石町におきましてはそういうことで税務課のほうに全て戻してもらいまして、今職員、係長以下4名おりますけど、全てが滞納整理機構の1年間を経験した職員です。そこのノウハウがしっかりいたしまして、当然、ことし25年につきましては2年目というふうなことになりますけど、昨年一応ノウハウがつかめたからこのままいきたい、経験をしたいというふうなことで、1年間外してもらいました。ただ、来年が26年が最終年度ということで、うちのほうは税務のほかに市債権についても基本的に税務課のほうがある程度のリードを持ってするというふうなことでやっておりますので、債権管理条例も県内で初めてできたというふうな状況になりましたので、最終の年度の1年間は、決算というふうな意味も込めまして、まあちょっとこれは人事のほうですので私どもがどうすることもできませんけど、最終年度の1年は1人の職員ぐらいを派遣してちょっとしっかりやりたいなというふうな希望を持っております。

滞納整理機構の24年度につきましては、機構全てで預貯金が330件、2,384万円、それから生命保険につきましては132件の2,020万2,000円、給与、年金の差し押さえにつきましては234件で、2,520万3,000円、その他ということで不動産とかいろいろなものがありますけど、38件で338万4,000円、合計で734件の7,263万円が機構に係る分のうちの白石町の……。これ全部かな。済みません。今のが県全体の分ですので、24の分の白石町の分については後もって資料として提出させていただきます。

○内野さよ子議員

多分違うと思いますが、多分白石町内関係については何千万円という規定の限度があったかと思うので、ちょっと多かったので違うかなとは思いました。

それで、差し押さえの成果が随分上がってきたということですので、今後もそれをデータをもとにしながらやっていただきたいというふうに思います。

法人税についてですけれども、法人税のこの説明書の中にありますが……。

○白武 悟議長

何ページですか。

○内野さよ子議員

この説明書は、9ページですね。これ9ページ、説明書の9ページの中に、標準税率12.3%というふうに、中ほどからちょっと上のほうに書いてあります。（制限税率14.7%）というふうに書いてありますが、このことについては、普通は12.3%でやっているけれども、これは去年は12.3%でしたが、この制限税率が14.7%という枠を示してあるのはどうしてなのかということをおもっています。というのが、固定資産税なんかについては、以前は2.1%だったけれども、現在は1.4%に変わったとかですね、そういう事例もあるので、この件についてはどういうふうに考えたらいいのかなというふうに思っています。そのことについて。

○吉原拓海税務課長

9ページの法人税についての標準税率12.3%というふうなことで書いております。当町については12.3%でございます。標準税率というのは、基本的に地方税法の中の基準とする税率を12.3%にしましょうというふうな考え方です。ただ、市町村によっては、特例ということで14.7%までの最高税率、そこまでを定めていいよというふうなことになっております。当然、減税をすれば12.3%を下回って、地方の町条例におきまして制定すればできるというふうなことで、そういうふうなことで制限税率が14.7%というふうなことで書かせてもらっています。

○内野さよ子議員

市町村間でいろいろ差があると、特例と考えていいわけですね。

もう一つ、固定資産税ですけれども、意見書、審査意見書の中に固定資産税もありますけれども、審査意見書の中に評価替えによる、上から5行目ですね、ページ11ページ、審査意見書の中の監査委員さんからの審査意見書というのがありますが、ページ11ページの中に、平成24年度評価替えによる経年減点補正率が影響したことによる税額の減収であるというふうに書いてあります。この固定資産税による税率については以前と、先ほども言いましたけれども、1.4%と変わりません。この経年減点補正率が影響したことによるというその理由を説明いただきたいと思います。そして、その固定資産税の中身に、もう一つですが、固定資産税の中身、土地と家屋ともう一つ償却資産というのがあります。私の理解では償却資産というのは機械かなんかかなど

ずっと理解していましたが、その償却資産というのはどういうものがあるのか、幾つかあるのか、お答えください。

○吉原拓海税務課長

まず、固定資産の経年減点補正率というふうなことで御説明申し上げますけど、税率については評価額の1.4%というふうなことで決まっております、固定資産についてはですね。ただ、毎年土地も家屋も3年に1回、評価替えというのがあります。土地については、鑑定評価を行いまして、その分の時点が幾らしたか、販売実例価格あたりを出しまして、そこから辺から鑑定評価の中の7割を基準にして出します。ただ、家屋については、3年ごとに再建築費評点数ということで、その年に新しく建てられたら、その資材をつくって建てられたら幾らかかるというふうなものを3年越しに計算をし直すわけです。その計算をした後に、経過年数が何年たっているかということで、例えば3年前の建てられた部分であれば、ことし建てられたものから3年前が0.8を掛けましようとか、0.85を掛けましようとか、そういう数字が物価上昇とかいろんなものが影響して出てきます。さかのぼって例えば1年前、2年前、3年前というふうなものを0.8とか0.9、そういうふうな掛けるものが経年減点補正率ということなんです。今回補正率が幾らか、毎年少しずつ変わりますが、その分が幾らか下がったというふうなことで、落ちたというふうなことです。そういうふうなことで補正率を考えてもらえれば結構だと思います。

償却資産につきましては、土地とか家屋はおわかりになると思いますけど、償却資産については、考え方が事業用、事業申告をされる場合の事業用の資産については、一納税義務者について150万円以上の評価額があれば、固定資産税の課税対象になるというふうなことで課税ができます農業については、当然農業の申告をされている方のみに限られてきますけど、例えばコンバイン、トラクター、それから家屋として課税する倉庫とかそういうふうなものについては家屋で課税しますので、償却資産では課税できませんけど、ビニールハウス、鉄パイプで建てられたのも家屋として認定できなければ償却資産というふうなことで課税します。あと、漁業に関しましては、船とかエンジンとか、そういうふうなノリ乾燥施設とか、そういうふうなものがありますし、事業、例えばガソリンスタンドとかそういうようなものありますけど、そういうようなものについても事業で使われている家屋以外の資産、例えば舗装されている構築物とか、塀とか、例えばガソリンの貯蓄をされるタンクとか、そういうふうなものについては償却資産の課税がされるものというふうなことになります。

以上、そういうものでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

秀島議員の質問の中で、ちょっと私監査委員ですけど、確認したいんですが、車検のことですね。滞納があつて、もう車検がされてなかったらもう課税はしないという

ことですが、私の記憶だと、車検は受けなくても何年か後にまた車を乗りたいということで車検を受ける場合、今までの分を全て払わないと車検が受けられないということですが、それは間違っていないと思うんですが、そこら辺で滞納があって車検を受けなければもう課税の対象にはならないということですが、そこら辺の関係をちょっと私疑問に思ったもので質問しますが、そこら辺を説明をもう一つお伺いをいたします。

○吉原拓海税務課長

済みません。ちょっと説明不足で御迷惑かけたと思います。車検をしなくて、なおかつその車については廃車がされている、処分がされているという実態がつかめたときでありますので、車検はされなくてもその物体が例えば家に置かれたり、あるところに置かれて、それが動ける状態、そういうふうなことになる場合は課税物件というふうで、本人が廃車をしない限り課税をいたします。

以上です。

○溝上良夫議員

廃車をしてても、またもう一度するんであれば税金の対象になるというふうに思っているんですが、そこら辺の関係はどうなんですか。

○吉原拓海税務課長

処分ということで、必ず今、廃車という意味は要するに、例えばもう圧縮されて潰されたとか、そういうリサイクル法でウェブ版で必ず処分、処分というのは意味がちょっと、処分が物体として残るんじゃないで、もうなくて、廃棄じゃなくて、何というんですかね、もう潰されて動かなくなって、スクラップですね、そうですね、スクラップ状態になったというのが確認できたときに、こういう課税から外すというふうなことでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようございますので、次に歳出に入ります。

決算書42ページから47ページまで質疑ありませんか。

○秀島和善議員

42ページの1節の報酬について、このことについては町長にお尋ねしたいと思います。

1節の報酬で、議員報酬が341万4,458円ということでなっておりますけれども、まず最初に町長にお尋ねする前に、総務課長、現在の町会議員の基本給についてどのようになっているんでしょうか。

○百武和義総務課長

例規集の1万1400ページのほうの3分の2ページのほうに記載がございますけども、議員で月額報酬25万5,000円となっております。

以上です。

○秀島和善議員

町長にお尋ねします。

先ほど総務課長から回答がありましたけれども、月額25万5,000円という報酬についてですけれども、私は今の町会議員の活動、そしてこれからの若い議員を輩出していくということも含めて、引き上げていくことが必要ではないかというふうに私は思っておりますけれども、町長の考えはどのようにお考えを持ってらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。これが、第1点です。

第2点目です。

43ページ、9節の旅費に関してです。議員の研修旅費として188万8,612円ということになっております。議員研修は、文教厚生、産建で、2泊3日の予定で現在計画中でありますけれども、私は本町の議員がさらに見識を深め、そして全国のすばらしい実践を学ぶ意味でも、研修旅費としては低い金額ではないかと思っておりますけれども、高く上げていく必要があるのではないかと考えていますけれども、町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

次に、同じページの13節、委託料です。ケーブルテレビ議会放送委託料18万5,876円ということで掲載してありますけれども、現在のケーブルテレビの放映は、議会の初日と一般質問のみであります。先日の議会運営委員会でも全協でもこの質疑に対しても議会の放送で町民にきちんと伝えていく必要があるのではないかということがうたわれております。もし、そうなった場合の計上額としてはどのぐらい予想されるのかということをお尋ねします。

続いて、ページ数、44ページです。

このことは総務課長にお尋ねしたいと思います。

1節の報酬、駐在員報酬ですけれども、4,073万7,600円ということで、現在の駐在員の報酬の基本給は幾らになっているのかということをお尋ねします。

あわせて、現在の基本給が今頑張っていたら駐在員の報酬として適正に図られているのかどうかということについての考え方をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○田島健一町長

秀島議員からのお尋ねの件について、私のほうからも数点答弁を申し上げさせていただきますというふうに思います。

まずもって、議員報酬についてどのような考えを持っているかということでございました。基本的には、議員さんであれ、私ども特別職であれ、給与については報酬等審議会の意見を答申を受けて決定していくものだというふうに思っているところでございます。そういった審議会の開催の前に答弁差し上げるのはどうかなという思いも

いたしますが、やはり私どもの白石町だけじゃなくて、議員さんの報酬というのとはどうなのかなというのは私も個人的には思います。これは、報酬審議会とあわせて、議員さんの中でも今改革委員会をやっていらっしゃると思いますので、議員の定数とあわせてこういったものも議論していただければいいなというふうにも思っているところでございます。

2つ目の議員研修旅費についてでございますけれども、これは昨年は188万8,612円という決算でございますけれども、これにつきましては行き先といいますか、それによっても大きく違って来るんじゃないかなというふうに思います。だから、これが多いとか小さいとか、少ないとか、多いとかというのはちょっと私もコメントは差し控えたいと思いますけど、議員の皆さん方が研修をされると、今回はちょっと東北、北海道だったから旅費高くなったよとかですね、ことしの年は九州とか四国だったので安かったよとか、いろいろあろうかと思えます。私は、この議員さんの中で来年はどこに行くよということでの予算要求等々ということがあろうかと思えますので、直接的にこれに多少についてはコメントは差し控えたいというふうに思います。

以上でございます。

○百武和義総務課長

駐在員の報酬についてお尋ねでございました。

駐在員の報酬につきましては、均等割として年額4万3,000円、それと世帯割として1世帯当たり200円ということで、月額4万3,000円プラス200円掛ける世帯数という額になります。

以上です。

○秀島和善議員

決算書の45ページになります。

8節の報償費、メンタルケア相談員謝金ということで12万円の計上があります。同じページの9に、旅費としてメンタルケア相談員旅費4,320円とあります。この内容についての説明をお願いしたいと思います。このメンタルケア相談員というのは、職員へのメンタルケアの相談なのかなというふうに考えておりますけれども、どういう内容がこの相談としてされているのか、特徴なども説明をしてください。

ページ数、46ページです。

総務課長にお尋ねしますけれども、19節の負担金のところですがけれども、公平委員会事務委託負担金として1万3,500円計上しております。公平委員会というのはどういう業務を行っているところなのか、お尋ねをいたします。

続いて、47ページです。

同じく19節の負担金補助及び交付金のところに該当しますがけれども、佐賀県部落史人権啓発教材調査研究委託事務負担金として18万3,600円、そして佐賀県部落解放推進協議会負担金として5万2,000円が計上してあります。毎年、同じような内容で計上してありますがけれども、この事務局は部落解放同盟が行っているものだろうというふうに考えています。解放同盟の職員の給与等にこの負担金として充てられているの

ではないかと考えますけれども、この使途についてお尋ねいたします。
続いて、48ページ、48ページの……。

○白武 悟議長

47ページまでですから。

○秀島和善議員

失礼しました。

○百武和義総務課長

まず、1点目のメンタルケアの事業について御説明したいと思っておりますけれども、これにつきましては職員の精神保健を保つために、隔月1回、2カ月に1回ですね、臨床心理士、これは佐賀のほうにいらっしゃいます方をお願いしておりますけれども、この臨床心理士によるカウンセリングを実施しております。職員への事業の周知につきましては、掲示板等により開催日をお知らせして、予約制ということで行っております。なかなか白石町のほうでは受けにくいという職員については、直接佐賀市のほうで相談することも可能ということにしております。なお、希望者がいない場合は、順番というか、全職員にもこの相談事業に参加をいただいております。ちなみに、24年度の実績ですけれども、24年度では22件の方に相談を受けていただいております。

それから、ちょっと順番が前後しますけれども、佐賀県部落史人権啓発教材調査研究委託事業18万3,600円の件につきましては、委託先が佐賀県部落解放研究所、所在地が唐津市の佐賀県解放会館内に所在地がありますけれども、この研究所のほうに部落問題に関する各種の調査研究、関係資料の収集、保存、整備、及び照会、機関紙、関係図書編集、刊行、講習会、講演会、研修会等の開催、こういったことを開催することにより、被差別部落の歴史及び人権啓発教材等を調査研究し、県民の人権同和問題に対する理解と認識を深めることに資するという目的のもとに委託をいたしておるところでございます。これについては、県と市町村が共同で行うものということから、委託費の50%を市町村が負担をしております。委託費の負担については人口比ということになっております。

それから、部落解放推進協議会の負担金5万2,000円の件でございますけれども、これにつきましては、県内の市町行政職員並びに議会議員を対象とした同和問題研修講座の実施、また啓発のあり方について検討、見直し、それから啓発教材の作成及び提供、県内の同和問題研修会への指導者派遣、同和問題に取り組む団体並びに機関の啓発活動に関する連絡調整、その他同和对策についての調査研究などという事業を実施をされている団体です。これについては、県全体では387万2,000円の予算になっておりますけれども、均等割が2割、人口割が8割ということで、5万2,000円の本町の負担ということになっております。この使途については、部落解放同盟の役員の方の負担とかそういったものではなくて、この協議会の事務局の方の給与費なり、それとあとの協議会の事業費に充てられていると思っております。

それと、公平委員会のことについてはちょっとお待ちください。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようでございますので、続きまして48ページから52ページまで、質疑ありませんか。

○門田藤信収納対策専門監

先ほどのまず2点ありましたけども、市町村税の収入未済額の件数と滞納額ということで御説明いたします。

24年度の決算におきます収入未済額につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税、いわゆる町税につきまして、2,381件で、額で7,330万4,000円ということで、収入未済額が上がってきております。24年度の現年度分につきましては900件で2,325万1,000円、それと古いものもありますけども、18年度以前の古いものにつきましては約166件、564万9,000円というふうになっております。今後ともこの収入未済額の縮減につきましては、個々の財産等を十分に調査した上で、滞納処分ができるものについては積極的に行っていきたいというふうに考えております。

それともう一点、滞納整理機構ですね、滞納整理機構における差し押さえ、滞納処分の実績という質問だったと思いますけども、この分につきましては、滞納整理機構と白石町と一緒に差し押さえた滞納処分をした分ということで、合計のほうでちょっと申し上げいたしますけども、件数につきましては302件、それと差し押さえ額、いわゆる滞納町税額につきましては1億2,365万8,000円、差し押さえ債権額、いわゆる差し押さえた財産額ですね、これにつきましては2,594万9,000円で、このうち換価した額が1,790万1,000円ということになっております。換価した後、税等に充当した額、これが本税延滞金督促手数料含めまして1,634万58円ということで、残の分については約156万1,000円程度ありますけども、これにつきましては一応残余金という形で返納いたしております。これにつきましては、一応国民健康保険税まで含めた滞納処分の実績ということでお知らせいたします。

以上でございます。

○白武 悟議長

それでは、48ページから52ページまで、質疑ありませんか。

○百武和義総務課長

済みません。先ほど秀島議員のほうから、公平委員会のことについてお尋ねでございました。この件について答弁をさせていただきたいと思っております。

この公平委員会といいますのは、地方自治法及び地方公務員法の規定によりまして、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを職務とする行政委員会であるというものです。人口15万人以上の市及び特別区には人事委員会または公平委員会が置かれるというこ

とになっております。人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合には公平委員会が置かれるということになっておりまして、職員にとって不利益処分があったときに、職員が相談をする委員会という位置づけになっております。

以上です。

○白武 悟議長

それでは、48ページから52ページまで、質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

49ページでございますけれども、その中の役務費で、自動車賠償責任保険料というのがあっておりますが、その内容についてお尋ねいたします。

○中村恭子財産管理専門監

自動車賠償責任保険料48万530円ですけれども、これは白石町にあります公用車52台分として、対人、対物、無制限、車両がその車の査定額が補償額となっております。済みません。任意保険が23台分です。自動車賠償責任保険料は車検をした分ですので、23台分です、申しわけありません。23台分です。

○大串弘昭議員

これは、毎回のように専決処分が出ております賠償金との関係ではないわけですね。

○中村恭子財産管理専門監

専決処分を出しております保険で自動車の修理代とか支払うというものは、下のほうの自動車任意共済保険料というところですね、ここの分で対応しております。これが対人、対物、無制限ということですね。

○大串弘昭議員

その件数は何件やったですかね。

○中村恭子財産管理専門監

事故に遭った件数ですかね。済みません。もうしばらくお待ちください。

○片渕克也財政課長

ここに計上しておるのは、いわゆる掛金の額でございます。過去に示談に相当期間を要する部分とかございますので、何件というのはちょっと申し上げられませんけれども、24年度中に共済から来た金額と件数については後ほどお答えしたいと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩いたします。

10時40分 休憩

10時55分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○川崎一平議員

49ページ、49ページの12節にあります自動車車検手数料、23台車検をされたうちで、29万1,500円とありますが、23台でそのまま割ってよろしいのでしょうか。

○片渕克也財政課長

ここに計上しておりますのは、いわゆる車検のときの手数料、代行手数料とかという手数料でございます。車の修繕費、あるいは重量税等については別の項目で計上しております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

決算書48ページの13節委託料になりますが、備考欄にOCR装置保守委託料として、32万6,340円と計上がしてあります。このOCR装置保守というものはどういう内容を指しているのでしょうかというのが、まず第1点です。

2点目です。

ページ数50ページの25節積立金です。備考欄に歳計剰余積立金、財政調整積立基金1億5,273万7,000円というものと、財政調整積立基金積立金ということで、1億2,562万7,000円ということで明記してありますけれども、現在のこの積み立てをした段階での平成24年度末での積立金は総額幾らになっているのでしょうか。

議長、51ページもよかったですかね。

○白武 悟議長

52ページまでですから。

○秀島和善議員

52ページまでですね。

3点目です。

51ページ、9節旅費のところですが、職員研修旅費として68万640円ということで計上してあります。あわせて、19節の負担金補助及び交付金に、職員研修負担金として65万8,827円と、そして職員資格取得支援助成金等ということで6万455円と計上してあります。この研修に関しての規定はどのように設けられているのでしょうか。

以上です。

○白武 悟議長

規定は決算認定と違いますので、別の場でお願いしたいと思います。

○岩永信秀会計管理者

それでは、48ページ、会計管理費の委託料のOCR装置保守委託料、これにつきましては今会計室にありますOCR、これ自動読み取り機といいまして、納付書、集合税なりの納付書を読み取って、そのフロッピー化をして、そのデータを税務課のほうに今送付しております。誰々がきょう幾ら納めましたというそういうデータを読み取る機械です。その保守点検料といたしまして、毎月2万7,195円の12カ月分、年間32万6,340円を支出をいたしております。税、保育料、水道料等の納付書の読み取りということで御理解をお願いをしたいと思います。

○片渕克也財政課長

財政調整基金についての御質問でございますけれども、23年度の決算剰余、これにつきまして2分の1以上の積み立て、それとあと予算積み立てということで、1億2,500万円程度積み立てしております。これの24年度末の残高でございますけれども、23億6,723万6,000円ということで一応なっております。

それと、大串議員のさきの質問に対して保留していた分でございますけれども、平成24年中、一応12件請求をしております。対物、対人合わせまして316万5,534円の支払いを受けております。

以上でございます。

○西山清則議員

決算書の50ページの17節の公有財産購入費、一度説明は受けたと思いますけど、ちょっと忘れちゃったので、もう一度場所と面積をお願いします。

○中村恭子財産管理専門監

ここは、旧杵島土地改良区の残地、県道武雄福富線の三根眼科の南のほうに当たります。残地を59.55平方メートルを購入したものです。

よろしいでしょうか。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

51ページの8節報償費のこの85万500円、これは行財政事務改善費とありますが、その内容についてお知らせください。

○白武 悟議長

講師謝金ですか。

○溝口 誠議員

講師謝金。

○百武和義総務課長

51ページの講師謝金85万500円の件ですけども、これにつきましては職員研修を開催する際の講師の謝金という内容でございまして、具体的に申しますと、いろんなテーマ別の研修会に講師を雇う場合には1時間3万3,000円程度の謝金を支払っておりますし、それからあと管理職等研修会、それから人事評価制度の研修会、こういったときの講師の謝金ということで支払っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

まず、49ページの役務費の電話料の件でございしますが、256万4,757円でございますけども、この電話料についてはこれはもう日本全国あちこちに使用されとると思っておりますけども、ただ今ケーブル電話ですね、これの利用によつての電話料の削減というのも一つのテーマだというふうに思っておりますけども、それらによる電話料の削減効果というのはどういった結果になっておるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、52ページもよかったですよ。

○白武 悟議長

はい。

○久原房義議員

52ページの委託料、スカイパークふれあい郷管理委託料7,775万円でございますが、これも私6月の一般質問でもさせていただいたことでございますけども、非常に莫大な委託料を要しておるわけですけども、その後どういった改善の検討をなされておるのかということをお尋ねしたいというように思います。

○片渕克也財政課長

まず、庁舎の電話料についてお答えしたいと思います。

実は、ケーブルテレビ網を利用した電話については、今年度計画をしております、既に今設置が終わって、まだ町民の皆さんには次の10月号でお知らせをしたいというふうに考えております。ただ、これが電話料に結びつくのかといいますと、必ずしもそういうことではなくて、町から、こちらから発信する分で、相手がいわゆるケーブ

ルテレビ加入者であれば、もちろんかかりませんが、ほかの官公庁等においては、今県全体でこういった先進的というか、こういったものを行っているところはございませんので、その辺ではなかなか電話料に結びつくというふうなことはないのかなと思います。ただ、町民の皆さんがケーブルテレビ網を活用されて町に電話をされるという場合はもちろん無料になりますので、いわゆる住民サービスという観点で実施をしている状況でございます。

以上です。

○相浦勝美企画課長

52ページの委託料のスカイパークふれあい郷管理委託料でございます。7,775万円。その後どういう検討がということでございますが、一般質問の折で議論がなされた後は、役員会等にはお知らせをいたしまして、こういう案があるということでお知らせをいたしております。管理委託料でございますので、指定管理者がでございます。この7,875万円は、今までは定額で契約、協定書を結んでおりましたが、24年度から上限に変更をしております。7,875万円を上限とするということに変更をいたしております。それで、100万円でございますが、なるべく決算に近い時期に最後の委託料をお支払いいたしまして、7,775万円という管理委託料の支払いになっているところでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほか質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようでございますので、53ページから57ページまで、質疑ありませんか。

○秀島和善議員

決算書53ページの19節負担金補助及び交付金の備考欄に新幹線佐賀未来づくり協議会負担金として2万円が計上してありますけれども、この協議会の活動内容についての照会をまず第1点お願いいたします。

2点目に、同じページ数のコミュニティ助成金940万円、説明資料、ページ、15ページになります。

コミュニティ助成事業のページ数15ページで、2として事業実績で、戸ヶ里区自主防災会ということで、防災業務の整備で211万2,968円の総事業費で、助成が200万円の助成がなされておりますけれども、防災用具の整備というのは具体的にどのような内容が整備されたんでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○相浦勝美企画課長

新幹線佐賀未来づくり協議会負担金についてでございます。全市町が協議会の委員となっておりまして、市町、普通の町が2万円、市が4万円、停車駅になりますと、

町が5万円、停車駅の負担金が20万円、この負担金を出し合って、新幹線佐賀未来づくりということで、新幹線の利用効果を上げるために活動をしております。どういう活動の内容かといいますと、ここでいろいろ広報事業、総会をして、意識をつくって、協議会を開催がされております。

そして、コミュニティ助成事業の940万円のうちの戸ヶ里区自主防災会に対して行いました200万円の助成金額でございますが、自主防災会を立ち上げてもらいますとほとんどの備品、用品が賄われて助成をされています。細々申し上げますと、テントとか、はっぴとか、懐中電灯とか、そういうのがかなりあります。防災用具一式そのものでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

決算書55ページ、12節の役務費です。備考欄のところに明記してあります。私勉強不足でわからないので、ここはもう率直にお尋ねするところです。IDC回線利用料ということやLGWAN回線、それからフレキシブル回線、LGWAN処分手数料というところで、この内容について説明をお願いします。

○相浦勝美企画課長

情報化推進費の役務費のIDC回線利用料113万4,000円でございます。IDC、インターネットデータセンターというのが佐賀市内にあります。そこに、私たちの組織やシステムが一時退避をしております。危機管理の面で退避をしております。そのIDCセンターと回線を結んでおりますその利用料、そのものでございます。

LGWAN回線利用料、佐賀県内の市町村と県の機関を結んで、もちろん国の機関まで結んだネットワークがございます。ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークといいます。その回線の利用料であります。年間の5万6,700円でございます。フレッツグループ回線利用料でございます。これは、出先23カ所、保育所とか、そういう出先23カ所がフレッツグループの回線を利用しておりますので、公民館とかですね、その回線の利用料199万7,400円となります。

LGWANの処分の手数料は、機器の処分の手数料であります。ネットワークを結んでおりますので、いろんなところに迷惑かけたりして処分をいたしますので、その手数料でございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようでございますので、58ページから60ページまで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、62ページから66ページまで、質疑ありませんか。

○秀島和善議員

決算書65ページの9節旅費、11節需用費、12節役務費に該当するところですが、備考欄に書かれております統計調査員確保対策普通旅費3,000円、統計調査員確保対策消耗品費8,000円、統計調査員確保対策通信運搬費7,000円と、そして佐賀県統計協会負担金とありますけれども、この統計調査員というものはどういう業務を行うものなのでしょうか。

○相浦勝美企画課長

基幹統計ということで、いろんな毎年毎年統計の調査が行われます。その調査があるたびに調査員さん、指導員さんをお願いするわけでございますけれども、佐賀県内で全体でも調査をする人、あるいは指導をする人がかなり少のうございます。お願いをするにしても非常に難しい状態があります。ですから、日ごろから統計調査員を各市町、あるいは県全体で確保しようという事業であります。日ごろから、調査のないときから、当てをつけて登録をいたしまして、次調査をするときにお願いいたしますよということで、その調査員を確保するための事業で、旅費とかありますが、調査員さんが見つければ前もって研修をしてもらう、県内一緒に合同でありますので、そのための旅費と、そういう経費でございます。

以上です。

○秀島和善議員

そうしますと、24年度は本町でその調査員は何名確保されていたのかということと、どのような活動を24年度、1年間の活動で調査としてなされたのか、お尋ねいたします。

○相浦勝美企画課長

その都度、その都度、私はもうやめますよとか、今度からは私がしていいですよ、あるいはそういう職員をやめた方に対してお願いをしておりますけれども、大体18名程度が調査員として確保いたしております。その方々は、全ての調査にもお願いをしますけれども、ことしは1つだけだったねというのがあります、いろんな都合を考えて。24年度では、経済センサス、あと工業統計調査、住宅土地統計調査、就業構造基本調査、国勢調査の第1次試験が24年度行われましたので、この調査にも加わってもらっています。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ページ数は、ページ、63ページの衆議院議員選挙及び最高裁判所の選挙の部分ですけれども、会場借上料、この分14節ですけれども、1万円とその他の借上料12万4,250円となっています。もう一つ、その次のページに、町議会町長選挙という欄で同じ借上料というのがありますが、この点について大体さほど借上料については違わないのかなと思います。金額が違いますので、この点、違う点について。

○百武和義総務課長

使用料及び賃借料の会場借上料とその他借上料の衆議院と町議選のところの違いというところでお尋ねかと思えますけど、会場借上料につきましては、投票所、開票所の借上料ということでございます。それから、その他借上料というのは、車椅子、それからスロープ、会場が体育館等であれば階段が急とか、こういったところにはスロープをつけておりますけれども、そのスロープ、それからコピー機械、それからファクス、こういったものの借上料でございます。この数字の大小については、それぞれスロープの数とか、こういったものに少し変更がございましたので変わっております。あとは……。大体、そういう内容でいいでしょうか。

○内野さよ子議員

衆議院議員選挙はさきにありまして、白石町議会、町長と町議会議員選挙が後にありましたが、必要なから何かそういうような点でマイナスになっているのかなと、そう今のお言葉ですとなりますが、大会場については余りさほど変わらなかったのかなと思って質問しました。必要なから……。どうなんですかね。会場借上料とですよ。

○百武和義総務課長

済みません。会場借上料につきましては、衆議院のときに時期的なものがございまして、ふれあい郷のほうお借りして開票を行っておりますけれども、このときの暖房代がかかっておるといことで2万円ほど高くなっているのかなと思います。いいですか。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、ページ、120ページから123ページまでの消防費について質疑ありませんか。(「ごめんなさい。もう一度ページ数、済みません。何ページから」と呼ぶ者あり) 120ページから123ページ、消防費。

○内野さよ子議員

消防のこと、施設費ですけれども、122ページの消火栓のことが書いてあります。最近、地域、白石町内でも2度続けて火事がありましたけれども、消火栓については

町内で合計何基あるのかということと、それから今回2回続けてありましたので、消火栓の見直し等についてもいろいろあるかと思います。そのことについてと、今回点検等についてはどういうふうに消火栓についてはしてあるのか、その点についてお願いします。

○百武和義総務課長

消火栓についてお尋ねでございますけども、消火栓は町内全てで227カ所ございます。ちなみに、防火水槽については53カ所ございます。あと、点検はということでございますけども、これについては総務課のほう、また水道課のほうと一緒にしながら、年に何遍ということではしておりませんが、逐次点検を行っているというところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

特に今回の火事につきましては、町の中だったと思います。そういった意味で、消火栓というのはとても大事なことになると思いますが、消防団員の方の点検とか、点検はしていらっしゃると思いますが、今言われたように、使い方とかそういうようなものはとても重要になってくると思います。そういうようなことについてと、それから防火水槽、防火ですね、クリーク等のそういうようなことが今水がとても少なくなったりしていることもあります。用排水と利用が一緒になっていますが、火事は不意に起こりますので、そういうようなこともとても大事だと思います。あわせて、点検等についてしていただきたいと思いますが、その点についてお願いします。

○百武和義総務課長

防火水槽なり消火栓の使用については、先ほど申し上げましたように、消防団のほうでも年間に点検とあわせた訓練も実施をしていただきたいとも思っておりますし、そういったことも年間に数回程度は行われているというふうに思っております。あと、防火水利ですね、水利の問題につきましては、これはなかなか今特に災害時期はカマチ高まで落としてくださいとか、そういった水害に備えてのお話もしておる中でございますけども、特に密集地、それと防火水槽、消火栓がないところには、一応防火水利という看板も立っている水利がございますけども、こういったところについては水利組合とまた消防団のほうとも協議をしながら、適切な水位をちょっと協議をしていきたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

決算書120ページの19節負担金補助及び交付金の広域圏消防費負担金3億6,409万円です。算出根拠についてお尋ねをします。算出根拠についてですね。

2点目です。ページ数121ページ、19節の負担金補助及び交付金の消防団員退職報償金掛金2,353万9,200円、この算出根拠についてお尋ねします。

○百武和義総務課長

まず、広域圏の消防費負担金のことでございますけども、これにつきましては今現在杵藤地区のほうで負担金を取られている根拠については、普通交付税の中に消防費ということで算入をされておりますけども、この算入額の74.9%が広域圏の負担金という算出で負担金は計算をされております。

それから、消防団員の退職報償金の掛金の算出根拠ですけども、これにつきましては条例定数掛ける1万9,200円ということで、1,226人が条例定数ですので、1,226人掛ける1万9,200円という根拠になっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

先ほどの……。

○白武 悟議長

何ページですか。

○久原久男議員

ポンプの消防の件ですが……。

○白武 悟議長

ページ数を。

○久原久男議員

ページ数といっても……。ポンプの件ですから、122ですか、122、小型能力ポンプ購入費というところですが、この金額じゃなくて、先日の火災の折に、ちょうど私見ましたが、堰でポンプが故障して回らんわけですよ。そういうことがございました。何が原因かとちょっと聞いてみたわけですよ。そのとき何かオーバーヒートしとっとか、オーバーヒート起こしているからポンプが回らないと、そういうふうなことでございました。そして、またほかのところからポンプを持ってきて、接続し直して、消火に当たったということでもございました。それで、このポンプの点検とか、消防車の点検、多分15日は行われているというふうに思いますが、15日から、まだ4日か5日しかたっていないませんでした。そういう中で、どういうふうな点検をされているのか。消防車の点検、積載車の点検とポンプの点検ですね、その件について。

○白武 悟議長

ちょっと若干決算認定とはちょっと外れているので、全協あたりでそういった面につきましては後だって説明をお願いしたいというふうに思います。

ほかに質疑。

○草場祥則議員

120ページの報酬で、消防団員報酬とありますけど、この人数と出入りといいますか、増減というか、前年度に対してですね、をちょっと教えてください。

○白武 悟議長

隊員の増減ですか。

○草場祥則議員

前年度に対して。

○白武 悟議長

金額。

○百武和義総務課長

消防団員の団員数についてお尋ねでございますけども、平成24年4月1日現在で1,191人でした。これがことし平成25年4月1日現在で1,180人ということで、11人の減という状況になっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようでございますので、150ページから152ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようでございますので、211ページから216ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようでございますので、議案第48号「平成24年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」総務部門について質疑を終了します。

議案第55号「白石町税条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

○秀島和善議員

議案第55号についてお尋ねをいたします。

現行と改正案というところの比較表を見ながら、町民にとって今度の改正案が具体

的にどういう影響を及ぼすのかということについて、それぞれお尋ねをさせていただきますけれども、何分今回この条例の改正については条項が多いですので、全てとは言いませんので、まずページ数32の1というところでは第42条が全て削除をされておりますけれども、このことによって町民に具体的にどのような影響を及ぼすのか。

32の2で、改正点で、初日の属する年のということが掲載されておりますけれども、このことによってどのような影響が発生するのでしょうか。

32の3、2分の1に相当する額という条項が入ります。このことによって町民への影響はどのようなものが発生するのでしょうか。

以上、3点です。

○吉原拓海税務課長

まず、新旧対照表の1ページ、第42条、それと加えまして70条については前納報奨金を廃止することについての削除になっております。この分についてどのように影響するかと申し上げますと、今、前納報奨金、前納される方について前納報奨金を支払っておりますが、その分について報奨金が住民の方については発生しないようになるというふうなことでございます。うちのほうで資料をつくっておりますけど、平成25年度前納報奨金の額と率を出しておりますけど、前納報奨金を支払った方については、8月までに支払った分について6,664人おられます。その中で、報奨金の額が999円までの方が3,544人、全体の53.2%、それと1,000円から2,000円までの方が1,522人で、22.8%、それから2,000円を超えまして5,000円未満が17.5%、あと5,000円以上の報奨金を支払った方については6.5%、特に限度額を10万円としておりますので、10万円の限度額を支払った、これは法人に限られますけど、3件というふうなことでございます。全体的には、6割程度が1,000円未満というふうな額になっておりますので、利用の便宜、前納報奨制度というのはそのまま残していきますので、その制度を利用して、何回に分けて納めるよりももう一遍でというふうな方が6割程度おられるというふうなことで考えております。住民に発生する分については、その報奨金が発生しないというふうなことが大きな理由でございますけど、当町にとりましては報奨金の額が年間約1,200万円となっておりますので、その分をほかの住民サービスに利用する、政治的なことだと思いますけど、そういうふうな利用価値があるというふうなことだと思います。それと、当町にとっては事務量が少しはふえますけど、必ずしもその事務量については全てがその分ふえるというふうなことで考えておりません。ただ、口座振替とかそういうふうなんを利用してもらうように、これからは推進していきたいというふうなことで考えております。

次に、2ページの公的年金に係る仮特別徴収税額等の改正が行われております。今までは、特別徴収、公的年金から公的年金に係る所得の分を特別徴収ということで、年金から天引きされる制度になっておりました。その分が、年の途中で転出されれば普通徴収に変わるということで、例えば白石町から隣の江北町あたりに転出された時点で、給料からの天引きがやめて、次の月から白石町から本人さんのほうに納付書をやって普通徴収で納めてもらうというふうなことになりますので、その分住民サービスにつきましては納めにいかなくて、その分が途中でかわられましても、白石町から

はそのまま年金から特別徴収ができるという制度に変わりますので、住民の方につきましては個別で納付をしなくていい、当然年金のほうから以前のように天引きされるというふうな形に変わりますし、もう一つこの公的年金につきましての徴収が変わる分につきましては、前年の仮徴収をされて、どう申しますかね、年金の特別徴収の場合、2、4、6と偶数月で年金が支払いされますので、その月々で徴収をされます。今までの制度は、前年の決まった所得税額につきまして、10月、12月、2月について本徴収ということで決まった額で引きますけど、次の4、6、8、4月、6月、8月につきましてはその同じ額を引いていきますので、当然多かったり少なかったりが発生しますので、次の年のときに多く徴収した分は返す、少なかった分はちょっと次の月にまた上乘せするというふうな形にやっておりました。それが、毎年毎年では扶養人数とかいろんなことでかなり額が変わったりしますので、今まで事務量として大変多ございました。ただ、その分が今度は前の年の1年分の税額の2分の1を仮徴収と本徴収に分けるというふうな制度に変わりますので、還付とか徴収の差額がかなり少なくなるだろうというふうなことで、こちらにとりましては更正とって、額の変更をいたしますので、その分が事務量が少なくなる、そして本人さんの住民さんたちにとっては今まで何でこんなに多く取られる年があったり、少なく取られる、前年と比べてですけど、少なく取られる年があるというふうなことで疑問をされていた部分が、説明すればわかってもらえますけど、その分が前年の年金に係る税額の分の2分の1を取るようになりますので、そう変わらないという数字になりますので、住民さんたちの、誤解とは申しませんが、そういう不思議がられるところなくなるんじゃないかなと思っております。

以上、その分だったと思います。

○白武 悟議長

もう一つ。

○吉原拓海税務課長

3ページの分が今申し上げた部分の前年度の税額の2分の1に変更されるという部分でございます。2番目に言ったのが、2ページの部分の初日の属する年の10月1日以降の転出の部分に係ると思っております。

次の2項の部分で、2ページの中ほどにある改正前の(1)の当該年度の初日に属する年の1月1日以降に引き続き町の区域内に住所を有する者でない場合、これを削除したことによって、転出された方にも特別徴収がそのまま継続できるというふうな改正になっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

32の1ですか、先ほども説明ございましたけども、いわゆる前納報奨金を廃止するという趣旨でございますけども、これについては以前から廃止の方向でいろいろ検討をなされてきたところでございますけども、ただ若干心配をしますのは、やっぱり納税意欲をやや減退させる影響が出てくるのではないかなという心配もするわけでございます。心配だけはいけませんけども、既に県内の多くの市町では既に廃止をされとるわけですけども、そういった他の市町村でのこれは廃止された当時の1年ないし二、三年のその後の廃止された後の状況あたりは調査をされたのかどうか。もし調査をされておるようであれば、そういったものの報告をいただきたいということです。それと、0.5%のいわゆる報奨金でございましたから、市中の金利とは相当かけ離れておるわけですし、当然これは0.5というのは現実的にはそぐわないということは当然理解するわけですけども、ただ0.5じゃなくても市中金利相当ですね、いろいろあると思います。0.1とか0.2とかですね、いろいろあろうかと思っておりますけども、そこら辺での報奨金の設定というのも考えられなかったのかなというふうにも思いますが、その辺についての見解はいかがでしょうか。

それと、もう一つは事務量ですね。恐らく前納していただく方がかなりあったということで、かなり事務量、これは行政改革の面では、そこら面からいきますと事務量がかなり削減された向きも、今までですね、今まで前納していただく方についてはそれだけ事務量が省けたという面もあったかと思うんですけども、今後前納される方が逆に減って行って、減少して、分割という方が多くなるということになれば、これ当然事務量としては多くなるわけですから、行政改革から見れば逆行するということになっていくわけですので、それはやはり職員削減とか、事務の合理化というおるさなかにやや逆行する向きもございますから、そこら辺も含めてどういった検討をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○吉原拓海税務課長

前納報奨金を廃止することによって、納税意欲が少なくなる、失せるのではないかなというふうな御質問の趣旨だったと思います。実は、その件も一つ懸念はしておりますけど、この前納報奨金制度が始まって相当の期間が立っておりますので、この趣旨としましてはやっぱり納税という意識を意識してもらおうというのが大きな趣旨でこれが創設されておりますし、なおかつ資金についての運用が、当初前納となれば相当額になりますので、そういうふうなこともありましてされております。ただ、いろいろ考えてみますと、今この制度が適用される部分が町民税の普通徴収と固定資産税に限定されているというふうなことが大きな理由でございます。と申しますのは、皆さん町民税を納めてもらっておりますけど、給与とか年金、今年金の天引き制度も今始まっております。そういう方については、この制度が利用できない、利用したくてもできないというふうなことでありますので、普通徴収の方のみがこの制度を適用できる、そして給与とかそういうふうなことで天引きされている方は利用できない、ここが大きな違いがありまして、不公平が生じているというのが大きな理由でございます。それともう一つは、今県、佐賀県と市町村が協力して、給与から天引き徴収、特別徴収制度ですけど、その制度について2年ぐらい前から大きな力を入れてそういう制度を

法のもとにしっかりやろうというふうなことで、今変わってきております。26年度あたりは、特別徴収義務者という形になりますけど、その方についてはもう指定をしていくというふうな制度に変えていく、制度というか、そういうふうにしていくという形に進めております。と申しますのは、今まで町民税につきましては、事業者の方が普通徴収という形を選べればそれでもいいですよというふうな形でやっておりましたけど、地方税法のほうでは、ある程度の人数と金額によりましては特別徴収しかできないという制度に地方税法上はなっております。その法律を遂行していったら、とにかく特別徴収をしてもらうと未納という形も少のうなってしまう。そういうふうな制度に、特別徴収を推進していくということもやっておりますので、その制度を推進していく上ではまだ不公平が生じてくるというふうなことで考えておりますので、特にどこの市町村も前納報奨金についてはここ何年か前から廃止している状況で、今残っているのが伊万里市、江北町、有田町、そして白石町の4つでございます。今回、うちのほうが廃止の方向で動いておりますけど、江北あたりも来年ぐらひはそういうふうな形をしたい、またほかの市と町については、その後の話をしておりませんが、うちがこの話を進める上では、聞いた段階ではどこでもちょっと近年中にはそういう方向に進めていかなければ特別徴収の推進について不公平が生じてくるだろうというふうなことで動いている状況です。

それともう一つ、市中金利につきましては、通常今普通預金のほうが0.1から0.3ぐらいのあたりで動いてるんじゃないかなと思います。この前納された金額については、特に定期預金とかいろんな形に利用する場合はちょっと違うかもわかりませんが、今のところ普通預金の運用じゃないかなというふうなことで考えております。そうすると、この報奨金は今の制度を市中金利あたりに計算し直すと、約2.25%ぐらいになるんじゃないかなと推測しております。市中金利と比べて10倍程度かなというふうなことで、そこについても不合理というか、高い報奨金を払って、税金、基本的には税金ではありません、報奨金というのは税金ではありませんけど、考えてみると税金を幾らかまけているというふうな状況にあるのかなというふうなことで、ちょっと不合理が出ているというふうなことで考えております。

それと、事務量につきましては、前の質問のほうで御答弁させていただきましたけど、1,000円以下の報奨金をもらう方については53.2%、半分ぐらいになっております。そこについても、確かに報奨金というのが発生しておりますけど、我々から考えてみますと、この分についてはやっぱりこの前納制度、早目に納めることによって、例えば1,000円ずつを10回に分けるのがいいのか、それとも一遍に1万円で納めるほうがいいのかという話ですけど、そこら辺の話を聞きますと、金額の報奨金の少ないほうについては手間暇をするよりも1回がいいからという、窓口等でもお話をちょっと聞きますけど、そういう方が多いなというふうなことで思っております。それで、事務量を考えますと、約4割ぐらいの事務量がふえると思います。で、約6,000人ですので、6万件ぐらいの納付書発送が想定されます。ただ、そのうちの4割部分がこれを廃止することによって前納をやめられるというふうなことが考えられますので、そう考えますと、1期につき3,600件ばかりで、約3万件から4万件ぐらいの納付書発送がふえるのかなと思います。そのことによって、事務量についてもそうですけど、納

付書発送の郵送料についてもふえるのかなとは思っております。ただ、その中でも口座振替が約40%を超えております。これから特別徴収の推進もしていくというふうな考えを持っておりますので、できるだけそういうふうな方向で持っていければ、事務量ももっと減らしていくことができるだろうと思います。そこら辺が我々の課題だと思っておりますので、そういうふうな形で今後いければというふうな形で思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかありませんか。

○内野さよ子議員

今回の前納報奨金の改正とそれから延滞金のことかなとちょっと思いながら見ていくわけですが、32の3から4あたりに関しては、延滞金の特例の見直しという説明がちょっとありました。よく意味がとるのにわからないんですけども、法人税に関しての特例の見直しなのかなというふうに自分は思っています。その辺のところの説明をお願いします。

それから、その中で32の5というページですが、32の5というページで、「到来する場合における」というふうに、今回、「到来する場合には」という言葉から、「到来する場合における」という、その2文字が変わっています。この必要性についてはどういう意味なのかということについてお願いをします。

まず、2点について。

○吉原拓海税務課長

今回の延滞金の改正につきましては、延滞金の利率につきましては、本則の場合、納期限の期日から1カ月間、納期限から1カ月間は今までの分は7.3%、一を経過した後は14.6%というふうなことになっておりました。それと、還付加算金についても7.3%で徴収というふうな形になっておりました。で、この制度が昭和38年度から行われて、平成11年度、市中金利の低水準というふうな形もありまして改正がっております。そのときは、最初の一月に係る7.3%については公定歩合を使おうというふうな形で、公定歩合を使えば4.3%という改正になっておりました。ただ、今度は大きく変わって、その改正が、14.6%のときは、今度の改正につきましては公定歩合、通常、特例基準割合と申しておりましたけど、その特例基準割合の定義というのが変わっております。1カ月以内の7.3%を公定歩合を入れまして4.3%になっていたんですけど、その分が貸出約定平均利率プラス1%が特例基準割合になりますので、その基準割合プラス1%ということで、3%に変わります。それから、一月を過ぎたもの、14.6%、この分については特例が今までありませんでしたけど、その分について特例基準割合プラス7.3%で9.3%というふうな形に変わっております。あと、法人税の云々が出てきましたけど、その分については法人税というのは延納、一月おくれで納めるという制度がありますので、それ申請制度ですけど、その分については1カ

月以内の7.3%についてですから、延納についても2%に変わっております。そういうふうなことで変わっておりますので、全ての町税に係る延滞金がそういうふうに変更されるというふうなことで、今までこれも市中金利と比べてかなり大きな金利で取っていたというふうなことがあります。税金につきましては本則を先取りということになってますので、優先して取りますけど、この延滞金についてはどうしても本税から先取って、残りの部分となりますので、取れない部分がございますけど、率を下げることによって、次からは取りやすくなるだろうということもそういうことも含めて改正が行われております。

それから、この「おける」の部分については、ちょっと後もって説明させてもらってよろしゅうございますでしょうか。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

12時04分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○吉原拓海税務課長

先ほどの内野議員の質問、新旧対照表の32の5ページの上から7行目の「到来する場合における」の解釈でございますけど、条例そのものの前後については大して変更はございませんけど、法令用語として県の準則に合わせるという形で、「おける」という訂正をいたしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第56号「白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第57号「白石町債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第58号「白石町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例を廃止する条例について」質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第65号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第3号）」の1ページから13ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、14ページから18ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、35ページの消防費と41ページから44ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

これで総務部門の議案質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

13時19分 休憩

13時30分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

議案第48号「平成24年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

まず初めに、1ページから41ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

○秀島和善議員

決算書の14ページ、開いていただけますか。

14ページ、2款の民生使用料の2節児童福祉施設使用料に該当しますが、収入未済額が322万5,520円ということでの保育料の未済額が発生しております。この内訳、件数、また特徴など、ここに過年度分ということも書いてありますので、過年度分とは分けて、現年度分とですね、説明をいただきたいと思います。これが1点です。

2点目が、ページ数15ページの3節の住宅使用料、収入未済額148万1,300円の説明をお願いしたいところです。町営住宅及び駐車場使用料の収入未済額かと思えますけれども、件数、月数などですね……（「こい、土木やろ」と呼ぶ者あり）ああ、そうですね。失礼しました。じゃあ、そのときにお尋ねいたします。

19ページ、6款教育費、国庫補助金の1節に当たります教育総務費補助金のところです。備考欄に幼稚園就園奨励費補助金217万6,000円と計上してあります。この算出根拠についてお尋ねします。

そして、その下段の特別支援教育就学奨励費22万2,000円の算出根拠、そしてその下段の要保護就学援助費小学校ということでの5,000円の算出根拠、最後に特別支援教育就学奨励費17万4,000円の算出根拠についてもお尋ねいたします。

続いて、ページ数、29ページ17款寄附金のところに該当しますが、指定寄附金、1節指定寄附金として、学校指定寄附金20万円とあります。件数とそれぞれの金額、団体名を説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○白武 悟議長

ちょっと休憩。

13時34分 休憩

13時36分 再開

○白武 悟議長

では、再開いたします。

○堤 正久保健福祉課長

まず、14ページの児童福祉施設使用料ということで、収入未済額が322万5,520円とその内訳ということになっております。平成23年以前の額が71万5,670円で、延べ件数として9名の方です。それから、24年度分の滞納額が250万9,850円と、62件の方になります。滞納の内容の内訳ということでございますが、保育料については、応益負担ではなく、応能負担ということで負担をお願いをしているところでございますので、内容についてはやはり保護者の認識不足といえますか、支払いについての規範が足りないのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○北川勝己学校教育課長

ページ、19ページの幼稚園就園奨励補助金でございます。これにつきましては、幼稚園における入園料の軽減ということで、経済的な負担の軽減を図るという目的でございます。対象経費といたしましては905万6,100円でございます。そのうちの3分の1以内ということで、実際給付額といたしましては24%程度となっております。86名に対して217万6,000円を交付いたしております。

それと、特別支援教育就学奨励費でございます。これにつきましては、特別支援学級に就学する心身に障がいを持つ児童・生徒に対して保護者の経済的負担を軽減するものでございます。対象金額が62万8,625円、そのうち2分の1以内ということでございます。実質的には35%となっております、金額が22万2,000円となっております。

次に、要保護就学援助費でございます。これにつきましては、経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する就学に必要な経費の一部を援助するものでございます。学用品、給食費、修学旅行費等でございます。対象経費といたしましては1万791円、その2分の1以内ということで5,000円を出しております。

次に、中学校につきましても、特別支援教育就学奨励費ということで、対象経費が49万959円、これも2分の1以内、17万4,000円を支出しております。

続きまして、29ページ、学校指定寄附金20万円でございます。これにつきましては、建設業組合のほうから1件、寄附がっております。学校の図書関係の備品を購入いたしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

決算書の27ページの教育費の県の委託金ですね、地域スポーツ人材の活用実践支援事業委託金、これちょっと内容がどういうものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、29ページの物品売払収入の白石町史歴史物語等って書いてあります。どういったものか。それと、福富町史歴史物語は町史だけなのか、これどういうものか。まだほかに在庫として残っておるのか、伺いたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

27ページの教育費県委託金でございます。これにつきましては、小学校及び中学校の部活とスポーツクラブ等の地域の方の支援をいただいてスポーツ活動に資するものでございます。対象校といたしましては、小学校が水泳のほうで指導をいただいております有明の3小学校でございます。それと、中学校につきましては、野球、ソフト、バスケットボール、これが白石中学校、福富中がバレー、バスケ、ソフトボール、卓球、それと有明中学校が、野球、バスケットボール、剣道、これにつきましては県のほうからの事業でございます、36万5,700円、これは謝金でございます。10分の10の補助となっております。

以上です。

○本山隆也生涯学習課長

御質問の29ページ、物品売払収入の町史関係でございます。白石町史の部分についての3,000円の分については白石町史でございます。同じく下段の2,500円については福富町史でございます。ちょっと白石の部分に等が入っておりますけれども、町史と歴史物語を区別する意味合いで等が入っているものじゃないかと思っております。また、残数につきましては、手元に資料がございませんので、調べ次第御報告したいと思います。

○西山清則議員

教育費の委託金ですけど、これは外部指導者ということでもいいですかね。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、歳出に入ります。

54ページの文教厚生部門、及び60ページから62ページまでの戸籍住民基本台帳、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ページ66ページから70ページまで。

○秀島和善議員

ページ数、68ページです。

備考欄に、原爆被爆者友の会運営補助金として5万6,000円とありますけれども、友の会の組織の会員数、年間活動内容について紹介をしていただきたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

ページ68ページの原爆被爆者友の会運営補助金5万6,000円の会員数と事業内容ということでございます。24年度は29名の会員数になっております。事業内容が、役員会、総会が年に6回行われております。それから、九州ブロック被爆者大会に参加をされております。それから、慰霊式典に参加をされております。これは熊本であっております。それから、県被団協議会に年3回ほど出席をされております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

決算書70ページでございます。

節の20の扶助費で、備考の欄に福祉タクシー助成事業費57万5,000円が計上されております。この支出の仕方といいますか、どういった方法で支出をされたのか、お伺いをいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

福祉タクシー助成事業費の支出のやり方ということでございます。これについては、利用される際に月2回を限度にして助成をいたしておりますが、タクシー利用代1回当たり500円、これを2回、そして1年間にしますと12回ということになりますので、お一人頭の合計額については1万2,000円ということになります。

○井崎好信議員

利用が月に2回、1日2回、年間、1,000円ですから1万2,000円ということでございます。私、利用されている方からちょっとお伺いをしたところでございますが、1回500円ということで、例えば県外に病院とか、診察に行った場合に、500円しか使われんと。やっぱり、例えば町外、江北、あるいは鹿島に行った場合に、やはりタクシー代が1,500円ぐらいかかれば、やっぱり1,500円ぐらい、1回につき、1回に500円しか使われんけんが、やっぱり1,500円全額、例えば満額といいますかね、1回500円やなくて、1回につき料金として使われる分というか、その満額に近い金額を使われないかというふうな声を聞きましたので、そういうふうな使い方も年間トータルで1万2,000円という範囲内であれば、回数の中でそういう支出の仕方といいますか、利用券のやり方も今後考えてもいいんじゃないかなという思いがするわけですが、

その辺いかがでしょうか。

○片渚敏久長寿社会課長

この助成部分を満額の支出ということでございます。金額的には、ここに上がっております57万5,000円、ちょっと毎年60万円とか50万円台というような形での支出になっておりますが、これについては障がいをお持ちになっている方の地域で生活をしていただく場合のその支援、それに資するための助成ということで続けてやっております。この支出の経費につきましては、県とか国とかの助成等がありませんで、町単独で継続をさせていただいております、できますればちょっと今のやり方で続けさせていただきたいというふうに思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

73ページの……。

○白武 悟議長

70ページまでです。

○西山清則議員

70まで。

○白武 悟議長

70までです。次、お願いします。

○秀島和善議員

ページ数70ページの19節の負担金補助及び交付金のところです。

まず第1に、備考欄に身体障がい者透析患者通院介護支援費負担金として8万5,000円の計上がしてあります。この透析患者の人数、通院回数など紹介してください。

2点目、同じく備考欄に、自動車運転免許取得事業補助金として20万円が計上されております。何名分なんでしょうか。1名に対してどれだけの補助があるのか、お尋ねいたします。

○片渚敏久長寿社会課長

身体障がい者の透析患者通院介護支援費の負担金の8万5,000円の件でございます。これにつきましては、NPOの団体が、透析をされている方、週に3回とかという透析の回数の方が多いわけですが、この方々の通院の支援の活動をやっておる団体がありますが、その団体に対する補助、杵藤地区の管内で白石町分として負担をしている

分でございます。ちょっと会員数は70名弱だったと思います、の方が町内で透析のほうを受けてらっしゃいます。

それと、20万円の自動車運転免許取得事業の補助金でございます。この分についてはお一人の方です。大分長くに頑張ってお金を取られまして、就業のほうにつなげていらっしゃいます。1名分です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○本山隆也生涯学習課長

先ほどの西山議員の質問にお答えします。29ページ、申しわけございません。お戻りいただきまして、白石町史、福富町史の残数につきましては、白石町史残数112冊、福富町史残数162冊でございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ページ71ページから75ページまで、質疑ありませんか。

○西山清則議員

73ページの委託料ですけれども、食の自立支援事業配食委託料ですけれども、これは多分今月曜日から金曜日までですかね、やっておられるかなと思いますけれども、日曜日でも配達してくれと、私いつか言ったこともあると思いますけれども、これをできれば自分が日曜日でも仕事であるので御飯を準備するものがないということですので、日曜日でもやってくれということをおっしゃっていただきましたので、その辺を今後検討していただきたいなということですが、ちょっとそういった考えはないのか聞いて、ここでは余り聞かれないと思いますけど、よろしくお願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

食の自立支援事業の分のただいま御指摘がありましたように、月曜日から土曜日までということで、昼と夜の2回分、JAのほうにお願いをいたしまして、配食を続けているところでございます。ちょっとこの日曜日の部分についてはお弁当をつくる方、それとこれをちょっと配食、配っていただく方がちょっとJAのほうに委託しているわけですが、特に配達、それと利用されている方の状態の確認等をお願いしている分のところがボランティアのほうでやっております。会員さんの数もちょうとできるだけ、できるだけといいますか、少ない数で一生懸命やっております。日曜日についての事業というのが、これからちょっと広げていくことができるかどうかまた相談をしてみたいというふうに思っております。現状においては、多分コンビニとか、近くの仕出し屋さんのお弁当とかという

ことで利用されていると思います。ちょっとこの件については、また相談をさせていただきたいと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

決算書73ページの12節役務費に該当します。備考欄で、まず第1点目に、緊急通報システム設置手数料が1万8,900円ということで、これは新たにこのシステムを導入したところだと思えますけれども、何世帯であるのかというのが第1です。

2点目に、その下段の成年後見制度手数料7万6,315円ということで、この制度を利用する方が新たに発生したのだらうと思えますけれども、その件数についてお尋ねします。

3点目に、13節委託料に該当しますが、備考欄の緊急通報システム委託料138万5,614円ということで、これは全部のこれまでの現在システムを利用している件数の委託料だと思えますけれども、この効果についてお尋ねします。

もう一つだけ、最後に、備考欄の高齢者虐待相談委託料24万6,800円ということで、どこに委託しているのかということと、この相談による効果がどのように発生しているのかという点についてお尋ねいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

まず、73ページの役務費の緊急通報システム設置手数料1万8,900円でございます。この分については、生活保護の世帯の方の1名分、それと機種別の、一番最初設置をする場合には、生活保護の方は町のほうで見ますが、一般の方は個人負担がでございます。その分の生保の方の設置費用の負担、それと機器の更新等がある場合、調子が悪くなった場合には新しい機器と交換をしますが、その場合の負担については町のほうで負担をすることにいたしておりますので、その機器の更新の分、これが2件の分でございます。新設の分1件と機器交換の分が2件分です。その分の手数料でございます。

それと、成年後見制度の手数料の分でございますが、7万6,315円でございます。昨年、新しい成年後見制度に該当するかどうかというところで、家庭裁判所のほうとかにいろいろ手続を行っておりますが、その分のお一人の方、1件分の経費負担でございます。

それと、緊急通報システムの効果ということでございます。緊急通報システムについては、登録をされている方の分で80名近くの方がいらっしゃるわけですが、今警備会社のほうに委託をお願いをいたしております。この分については、自分がぐあいが悪くなった場合とか、あるいはペンダントを下げていらっしゃるわけですので、おうちの中程度であれば近くでボタンを押すと緊急の発信をして、警備会社のほうから屋内に設置したスピーカーでどういう状況ですかというようなこと、そういう確認ができるようになっております。その機器の点検を兼ねて、また利用者の状態の確認をす

るために、警備会社のほうの看護師さんが家庭訪問されます。その分で毎月の報告が出てまいりますので、何かぐあいが悪そうだったとか、そういう場合については保健師のほうもそういう内容の報告を受けますので、状態の確認等に役立てておるところでございます。

それと、相談委託料、高齢者虐待の委託料24万6,800円でございますが、これは最近はやっぱり高齢者の虐待、経済的な虐待とか、中には暴力等によるところの身体的な虐待、こういうケースがいろんな相談の中から出てまいります。お近くの方からの相談とか、民生委員さんがそういう連絡をしていただくとか、そういうものがございまして、簡単なものであれば町のほうでも対応できますが、この虐待については家族の状況とか、もういろんな要素が絡んで出てくるということで、一つのやり方ではなかなか難しいところがありまして、県の社会福祉士会、弁護士の先生方も一緒になって動いていただくところがありますが、そこに委託を、1年間の委託料ということでお願いをしております、年に数回、状況によってはケア会議等にも参加をさせていただいて、早い対応をするように心がけているところでもあります。この虐待相談の委託をしてなければ、かなり町だけでの対応は難しいんじゃないかというふうに思っております、非常に心強い事業でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、76ページから80ページまで、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、81ページから85ページまで、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、86ページから89ページまで、質疑ございませんか。

○西山清則議員

89ページの委託料ですけれども、分別収集の委託料が2,000万円ほどありますけれども、これ分別収集でこちらからやって幾らかの金が入ってきとると思いますけれども、その辺はわかりますかね。ここ二、三年ずっと下がってきておるんじゃないかなと思って、普通の事業者がずっと回収して回っておりますので、分別収集で入ってくるのが少なくなってきたおるかなと思いますけれども、ここ二、三年の入ってきた金がどれぐらいかわかったらお示し願いたいと思いますけど。

○白武 悟議長

収入でございましたら、後だってでよろしゅうございますか。

○西山清則議員

はい。

○白武 悟議長

収入の分でございますので、後だってお願ひしておきます。

○秀島和善議員

ページ数、89ページの19節の負担金のところです。備考欄に、佐賀県西部広域環境組合負担金として4,340万3,000円ということで計上してありますけれども、現在のこの環境組合の活動内容について、進捗状況、どのように進んでいるのでしょうか。

○白武 悟議長

後だつて、専門監のほうから報告させたいと思います。よろしゅうございますか。

○秀島和善議員

はい。

○白武 悟議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、123ページから127ページまで、質疑ありませんか。

○秀島和善議員

126ページの7節賃金のところです。適応指導教室指導員賃金として398万8,302円ということで、この適応指導教室の活動内容、そして成果、どのような効果があったのかということをお尋ねしたいと思います。

あわせて、備考欄にスクールソーシャルワーカーの賃金として書いてあります、このスクールソーシャルワーカーの活動の内容と効果をお尋ねしたいと思います。

○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。

適応教室のほうですね、の効果というところですが、まず学校復帰ということを目指しております。家庭と子供、それと学校、先生たちとをつなぐ役目ということで、教室のほう位置づけさせていただいております。子供たち、週に1回は学校のほうに行こう、そういう企画もあります。また、体験等の活動を通してコミュニケーションを育てていく、社会性を育てていく、そういう活動を行っております。昨年度、中学生について、3年生については希望する高校のほうへ進学ということも聞いております。

以上です。

スクールソーシャルワーカーのことです。スクールソーシャルワーカーのほうは、学校と家庭をつなぐ、その役目をしております。そのために、町内にお一人いらっしやいますが、学校からの要請を受けて家庭のほうに出向かれます。その中で、保護者

さん等の悩み等を聞きながら、学校復帰、学校のほうへ行くように促す、そういうふうな働きを行っております。

以上です。

○秀島和善議員

同様のところですがけれども、まず教室に現在、この24年度、通学をしていた児童数についてお尋ねします。教室に24年度通学していた児童数についてお尋ねします。

あわせて、スクールソーシャルワーカーの仕事は、家庭と学校を結ぶものということですがけれども、現在1名が配置されているということで、その1名の方の持ち人数、いわゆる児童数は何名なんですか。

○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。

平成24年度の生徒数でございますが、中学生が5名、小学生が3名となっております。

続いて、スクールソーシャルワーカーの児童・生徒数の持ち数でございますが、学校の要請があつてということでございますので、その都度で、持ち数というような形ではなく、要請があつて出向くというふうになっております。

以上です。

○溝口 誠議員

126ページの8節の報償費ですね、その中の備考のスクールカウンセラー謝金280万円、これは小学校のスクールカウンセラーでしょうか。そして、何名の方で、延べ何日になってますでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

スクールカウンセラーの謝金でございます。これにつきましては、県のほうで実施していただいている分、それと町で実施する分と2つ種類がございます。そのうち、有明中学校と白石中学校、これにつきましては県の直接の事業となっております、活動時間は420時間でございます。それと、小学校8校と福富中学校、これが市町村の事業となっております、合わせて560時間、この560時間に対しての市町村の事業ということで280万円を支出しております。カウンセラーの人数につきましては2名の方でございます。一応、4時間、各学校に1回当たり4時間ということで目安で派遣されているところです。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけお尋ねをします。

ページ数、127ページです。

19節の負担金のところですが、備考欄に、小・中学校芸術体験事業負担金として87万6,700円ということで、実際に音楽やお芝居など、生の体験が小学校、中学校で計画的に開催されているようですが、今事業の実施校に当たってはどのような内容でなされたのでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

平成24年度の小・中学校芸術劇場公演事業でございます。これにつきましては、小学校が5校で、2公演行っております。中学校につきましては、音楽を1公演ということで、中学校1校やっておるところでございます。芸術文化への理解を高めて、情操教育と健全な人格の形成につなげるということで、毎年度行っているものでございます。

○西山清則議員

同じ127ページの負担金ですが、国際化推進自治体協議会負担金21万6,000円ありますけれども、どういう方が参加されて、どういった効果が出たのか、伺いたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

国際化推進自治体協議会負担金でございます。これ町内にALTを3名、外国語活動ということでしておりますけれども、7万2,000円の3名分ということで、これ全国的に自治体のほうにALTは配置されておまして、そういった組織に対する各市町村の負担金ということになっております。そういったことで、この協議会の報告はいただいておりますけど、参加はいたしていないという状況です。

○白武 悟議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、128ページから132ページまで、質疑ありませんか。

○秀島和善議員

ページ数、132ページです。

20節の扶助費、備考欄に、要保護・準要保護就学奨励費として、190万1円ということで計上してあります。要保護・準要保護の世帯児童数をお尋ねいたします。

2つ目です。

ページ数、133ページの7節賃金の備考欄に……。

○白武 悟議長

132ページまで。

○秀島和善議員

132ページまでですね。失礼しました。

○北川勝己学校教育課長

132ページの要保護・準要保護就学奨励費でございます。これにつきましては、要保護が2世帯の4名でございます。準要保護が22世帯の31名となっております。

○白武 悟議長

ほかありませんか。

生活環境課長、答弁ありますか。

○小野弘幸生活環境課長

西部広域環境組合の進捗状況はというような御質問ですが、今現在伊万里の松浦バイパスから取りつけ道路の取りつけ工事を行っております。それと、施設用地の造成を行っております。それで、大分進捗してきたもので、今議会終了後ぐらいに、佐賀西部広域環境組合のほうから1回見てもらえないかというような感じでおります。ただ、日程とかなんとかそういった詳しいことはまだ決定しておりません。ただ、議員さん方には一旦見てもらった方がいいのかなというような感じで広域環境組合は言っております。そういったことで、組合終了後、日程はまだわかりませんが、1回視察研修という形になるかと思えます。

○白武 悟議長

それでは、133ページから137ページまで、質疑ありませんか。

○秀島和善議員

ページ数、133ページの7節賃金の備考欄です、学校教育支援員賃金として315万円が計上してあります。現在の24年度の学校教育支援員の体制はどのようになっていたのでしょうか。まず、第1点です。できましたら、具体的に各学校ごとに支援員が何名いるという形で報告いただければと思います。

2番目の問題ですけれども、135ページです。20節扶助費、要保護・準要保護就学奨励費158万6,300円ということで、24年度の要保護世帯数と人数、準要保護の世帯数と人数についてもお尋ねいたします。

3点目として、137ページ、19節負担金補助及び交付金の備考欄で、佐賀県人権同和教育研究協議会負担金として11万2,318円の計上がありますけれども、この教育研究協議会という組織の活動内容と効果についてお尋ねいたします。

○北川勝己学校教育課長

ページ133ページの学校教育支援員賃金でございます。これにつきましては、これは中学校のほうの分でございます。支援員は延べ6名でございます。6名で315万円となっております。活動時間につきましては、3,150時間となっております。

それと、135ページの要保護・準要保護就学奨励費でございます。要保護が2世帯の7名でございます。それと、準要保護は31世帯の51名となっております。以上です。

○本山隆也生涯学習課長

137ページの佐賀県人権同和教育研究協議会の組織内容でございます。県内10市10町の教育委員会事務局、教育長を含めました教育委員会事務局職員、及び生涯学習課職員、及び先生方の皆さんでなされている組織であります。会長を10市10町の市町の教育長、先生が交代で会長をなされております。それで、効果といたしましては、県内の学校教育及び社会教育における人権同和、優しい思いやりのある市町でありたいということで活動をしているところでございます。予算的には、県からの補助金が約6割、それから市町からの補助金が約3割5分程度で、1,000万円ほどの予算で運営しているところでございます。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、138ページから143ページまで、質疑ありませんか。

○西山清則議員

140ページの青少年育成費で、委託料の小学生リーダー育成事業委託料ですけども、説明資料で80ページに載ってますけれども、ここで言うのも何ですけども、予算のときも言いましたけども、いつも36名で予算を立ててあります。近くに、近くでもっと多くの人を参加させてしたらどうかということもいつも言っておりましたけれども、予算のときでしたら、もう決められたことでありますので、もう変更できませんので、今後そういったことを考えて予算立てをしていただきたいなということでもちょっと私ここで言いますけれども、近くで多くの人を参加させて、多くの人にリーダー的なことを勉強させていただきたいなことを願っておりますけど、そういう考えをちょっとここでですけども言いたいわけですけども、お願いしたいと思えます。

○本山隆也生涯学習課長

ただいま御指摘の白石元気ッズ、北海道と沖縄に研修しております、異環境と申しますか、大自然を白石町とは違うところの寒さ、あるいは地域の違う沖縄のほうに派遣している事業でございます。効果としましても、子供たちは素晴らしいその大会の前に行く事前研修及び本研修会及び事後研修をもちまして、立派な子供たちになってくれていると思っております。今議員御指摘の近隣におけるもっと人数を多くしたところで効果を求めてはという御意見でございます。十分に検討させていただきまして、内容的には少し方向が違ふようなことになると思いますか、大自然、厳しい寒さとか、違う白石町の環境というところにはなかなか行けないかもしれませんが、同じ生

きる力という意味で、子供たちに効果のある事業を考えてみたいと思います。
以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、144ページから149ページまで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようでございますので、211ページから216ページまでの文教厚生部門で質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了します。

○小野弘幸生活環境課長

決算の説明資料の37ページをお願いできますでしょうか。

容器包装廃棄物収集運搬業務ということで、37ページをお願いいたします。

○白武 悟議長

これは、歳出でございますんで、歳入は後だってまた。歳入ということで、後だって。

○小野弘幸生活環境課長

歳出の説明……。

○白武 悟議長

よろしいです。後で。

○小野弘幸生活環境課長

歳出の説明資料ですが、その他という……。

○白武 悟議長

いや、環境課長、歳入で。

暫時休憩します。

14時32分 休憩

14時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

西山清則議員の質疑に対し、生活環境課長から答弁をします。

○小野弘幸生活環境課長

分別収集で、歳入のほうはどうなっているのかというような質問だったと思います。

決算説明報告書の37ページをお願いしたいと思います。

右下のほうに歳入のほう列挙しております。まず1番目に、ペットボトル収益市町村分配金、これが145万2,000円、2番目に、再商品化合理化拠出金、これが19万6,000円、3番目に、資源ごみ売却収益、これが140万5,000円、これら全て合わせまして305万3,000円、これを容器包装廃棄物収集運搬業務のその他ということで財源に充てております。大体、ここ数年、この金額については同様の金額でございます。

以上で終わります。

○片淵敏久長寿社会課長

先ほど秀島議員の御質問の答弁で、自動車運転免許取得事業補助金20万円の御質問がございましたが、この中で対象者数を1名と申し上げましたが、2名の誤りでございます。訂正をよろしく願いいたします。

○白武 悟議長

それでは、続きまして、議案第49号「平成24年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑ありませんか。

○秀島和善議員

国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項説明明細書、ページ数、157ページに該当しますけれども、不納欠損額というところでお尋ねします。

この明細書ではなくて、不納欠損額の税務課より出していただいた内容でお尋ねをしたいと思います。税務課より、きょう会議に平成24年度町税不納欠損処分事由別内訳表というものを出していただきました。その資料の国民健康保険税、消滅時効18条第1項に該当するところの生活困窮、負債、事業不振などというところで、件数が29件で、239万700円です。同じく18条第1項のその他のところが32件として、378万9,700円というふうに書かれておりますけれども、この内容、特徴、どのようなものがこの中に含まれているのか、担当課長にお尋ねいたします。

○一ノ瀬清雄住民課長

お答えをいたします。

先ほど議員が申された資料につきましては、ちょっと手元のほうに持ち合わせてございませんけれども、地方税法の第18条時効消滅で消滅した分が73件、694万8,850円、それと地方税法第15条の7第5項のほうで不納欠損をいたした部分が1件の25万5,600円、合わせて決算書の不納欠損額に計上いただいております720万4,450円、この部分につきましては平成13年度から平成19年度までの不納欠損の対象部分でございます。件数といたしましては74件、人数にいたしましては61人でございます。地方税法第18条の時効消滅については、5年の時効消滅、それに地方税法第15条の7第5項によりまして1件の部分につきましては、執行停止をかけておりましたけれども、資産等

ないということで、即時消滅部分が1件ということでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

今、係長から資料が届いたようですので、もう一度同じ質問になるかと思いたすけれども、簡潔に述べます。私が今お尋ねしたのは、今先ほど課長から説明ありましたが、それは承知しております。私がお尋ねしたかったのは、消滅時効の18条第1項の生活困窮（負債、事業不振）といわれる該当するものが29件で239万700円というのがあります。この内容がどういう内容のものであるのか、特徴、傾向、どういう町民の事情があったのかということと、その他というところに32件、378万9,700円というのがあります。この32件は、一番この消滅時効の中では大きい数字です。その他のこの内容がどういうものがその他に含まれるのか、お尋ねをしているところです。

○一ノ瀬清雄住民課長

18条の第1項、時効消滅でございます。その他につきましては、3年等の執行停止等をかけていた部分の中で、18条の時効の部分で早目に来た部分ということでございますけれども、内容については非常に生活困窮という負債、あるいはここに記載しておりますように、事業の不振等々で財産調査等した中でどうしても預貯金あるいは財産等が徴収できる財産等が見当たらないという等々でどうしても5年の時効も迎えているということで法的な停止を行ったという部分でございます。あと、死亡者あるいはその他ということでございますけれども、その他の中には行方不明とかそういった人たちの部分も入っているかと思っております。

以上でございます。

○秀島和善議員

明細書の157ページの収入未済額、明細書には1億4,137万3,380円ということで、収入未済額の計上がありますけれども、お尋ねしたい点はこの世帯数が何件なのか。

2番目にお尋ねしたいのが、この滞納されている町民の資格証明書、短期証明書の発行状況はどうなっているのか、24年度末で結構ですので、説明をお願いします。

○淵上隆文保険専門監

157ページの収入未済額、先ほど秀島議員申されましたように、1億4,137万3,380円の件数はどうなっているかということでございます。件数につきましては1,183件でございます。

短期証並びに資格書の交付状況ということでございます。短期証の交付が171世帯でございます。資格書の交付が18世帯ということでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終了します。

議案第50号「平成24年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑ありませんか。

○秀島和善議員

白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書のページ数の179ページを開いていただけますか。

1 款の医療保険料の収入未済額が79万302円ということで、直接保険料を払う方たちの世帯から発生しているものだろうというふうに推測しますけれども、この79万302円の年度末での世帯数は何件になっているのでしょうか。

○淵上隆文保険専門監

179ページの収入未済額79万302円の世帯数はどうなっているかということでございます。現年度の24年度が7件でございます。過年度の平成23年度が4件でございます。以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終了します。

議案第59号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

1 条は、平成25年度分から適用と、あと2 条が平成29年度以降の適用となっております。この違いを教えてください。そしてまた、この新しい改正になったときの税の変化を教えてくださいと思います。

○一ノ瀬清雄住民課長

第1 条関係につきましては、地方税法のほうに適合、規定に適合していなかった部分について、法の規定に適合するように今回整理を行ったものでございます。内容といたしましては、法附則第6 項中、あるいは第8 項中、第12項中、第14項中、第15項中、及び第16項中に「とする」というふうな文言ございますけど、その部分にその後のほう、それぞれ改正したという内容でございます。第6 項中につきましては、「とする」の後に、第23条中の及び山林所得金額とあるのは、及び山林所得金額並びに法附則34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額とするという文言を入れるものでございます。第8 項中につきましては、株式等に係る譲渡所得の金額とするというものでございます。第12項中につきましては、先物取引に係る雑所得等の金額とするという文言に改正するものでございます。また、第14項中につきましては、土地等に係

る事業所得等の金額とするという文言に改定をするものでございます。また、第15項中につきましては、租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約、適用利子等の額とするものでございます。最後に、第16項中でございますけれども、この分につきましては、租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等の額とするというものでございます。内容につきましては、過去に条文の中に改正等があっておりましたけれども、その部分がちょっと改正ができてなかったという部分について、今回国の準則に従って改定をさせていただいているというものでございます。影響額につきましては、これまで課税につきましては杵藤電子計算センターのほうで課税を行っておりますけれども、適正な課税を実施をしているということで、税額の変更等についてはないということでございます。

第2条関係につきましては、今回国の所得税法の一部改正、あるいは地方税法の一部改正等に伴いまして、国民健康保険税条例の該当する部分について改正をいたしたところでございます。ということで、第1条関係につきましては公布の日から施行ということになりますけれども、第2条関係につきましては29年1月1日から施行することになりますので、28年12月31日までにつきましては現行の内容でいくということになっております。今回の影響額につきましては、いろんな上場株式等の配当によるもの等々もございまして、上場株式に係る譲渡所得や配当所得については大抵の方が特定口座による分離課税等をされているということでございます。その分は配当割交付金、また株式等の譲渡所得割交付金として町に交付をされております。それでも特例の適用を受ける場合につきましては確定申告をするということが出来ます。ただ、この申告につきましては、本人の選択ということもありまして、現在予測ができるということがちょっと非常に不明な点もございまして、影響額については現時点ではわからないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第60号「白石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第61号「白石町子ども・子育て会議条例の制定について」質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長にこの法律の内容についてお尋ねをいたします。

子ども・子育て支援法というものは、昨年9月に当時の民主党、自民党、公明党によって成立がされておりますけれども、修正案がなされ、その後内容が変更になっている部分がありますけれども、どのようにその修正内容について承知されているの

でしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

この子ども・子育て支援法関連の3法案ですけれども、昨年、平成24年8月に制定をされております。で、その以前に3党合意がなされていたものを修正して、平成24年8月に制定されたものだと思っております。それ以降の修正というのはあってないと思っておりますけれども。

以上でございます。

○秀島和善議員

私の最初の質疑の9月を訂正いたしまして、8月で結構ですので、その8月の時点での当初の支援法の内容がどのように修正をされて8月に確定されたのかということをお尋ねしたいと思います。修正内容について。

○堤 正久保健福祉課長

従前の3党合意から今回の3法の制定をされたときの時点での修正内容ということでございます。

現在、認定こども園という制度の名前になっておりますが、3党合意のときには総合こども園という呼び名になっていたかと思っております。それと、その総合こども園への移行についてですけれども、私立保育園については5年以内に移行をしますよと。それから、公立保育園については10年以内に総合こども園に移行をするというような取り決めがなされていたかというふうに思っております。それが、この修正案では、移行を義務づけないというふうに修正をされたものでございます。私が知り得ている分については以上でございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第65号「平成25年度白石町一般会計補正予算(第3号)」の1ページから13ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、16ページの地域づくり推進費、18ページの戸籍住民基本台帳、及び19ページから25ページまで、質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

ページ数は22ページでございますが、児童福祉施設費ですね、そこの中の給料ですけれども、ここにトータルでは440万円減額になっておりますが、おのおのの保育園で増減あるわけですが、特に六角保育園の分が470万円ですか、そういうふうなとこ

ろの内容説明をお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

給料関係の補正でございます。財政課長の提案でもありましたように、人事異動に伴うものということでございます。六角保育園の一般職給が474万円の減額ということでお示しされているということで、その内容ということでございます。これは、有明ふたば保育園が本年度から公設民営化を行った関係上、そこに勤務していた職員を各保育園6園のほうに当初予算を計上するときに人員を配置しておりましたけれども、正規職員の配置を六角保育園ということで予定をしておりましたが、六角保育園にちょっと配置ができず、他の保育園に配置をしたということで、六角保育園のみ大きな減額補正となっているものでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないようでございますので、36ページから46ページまでと、41ページから44ページまでの文教厚生部門について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第66号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第67号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第72号「白石町立北明小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約について」質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第73号「白石町立有明西小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約について」質疑ありませんか。

○北川勝己学校教育課長

議案第73号の工事につきまして、一部修正がございましたので、訂正方をお願いします。

体育館の天井部分の改修でございます。面積を508平方メートルと記載しておりましたけれども、2ページ目に図面をつけておりますが、そこに508平方メートルと書

いておりましたけれども、これ撤去部分まで含めた数字でございまして、正しくは250平方メートルが新しくなる部分でございまして、250平方メートルに訂正お願いいたします。

○白武 悟議長

質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

ちょっと前の議案第72号で聞き損なったんですが、議案第73号でも同じことですのでちょっとお聞きします。入札結果表を見ておきますと、非常に今辞退をされる人が多いような感じがしますが、その辺の何か要因というかございましてでしょうか。これは指名競争入札でしょ。

○北川勝己学校教育課長

北明小学校並びに有明西小学校の体育館改修工事につきまして辞退者が出ております。北明小学校につきましては、佐賀県内全域ということで指名をいたしたところでございまして、10社中6社が辞退をされております。国の緊急経済対策ということで、土木工事あるいは建築工事、相当発注が行われておまして、そういったことでどうしても管理技術者を、土木については2,500万円以上、建築については5,000万円以上については管理技術者を選任で置かなければならないということで、そういった影響で今のところは受注がかなり多いということで辞退されていると思っております。

○井崎好信議員

先ほど西小学校の体育館の非構造部材の耐震化改修について、課長から説明をいただきました。私、この件につきましては、当初予算で予算計上されておりましたので、そのときに天井は必要ないんじゃないかと、子供の安心・安全を考えるとときにあの天井はもう現況復帰じゃなくて、撤去しての改修がいいんじゃないかというような提案を申し上げたわけで、250平米というのは現況復帰じゃなくて、体育館はもう理解していいわけですね。天井を取っ払った改修だというふうな理解をしてよろしいわけですか。

○北川勝己学校教育課長

有明西小学校につきましては、このアリーナの部分、競技するところですね、このところについては撤去するというところでしております。この250平方メートルは両脇の倉庫ですね、倉庫とステージ部分、それとギャラリーの部分の天井ということになっているところですね。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

これで文教厚生部門の議案質疑を終わります。

暫時休憩します。

15時22分 休憩

15時40分 再開

○白武 悟議長

会議を再開いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会し、産業部門についてあすに延期をすることに決定いたしました。

15時40分 延会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月24日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 久 原 久 男

署 名 議 員 秀 島 和 善

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭